

犯罪被害者を皆で支える社会に 沖縄被害者支援ゆいセンター ニュースレター

第30号 2024年8月発行

「心をつつむ やさしい支援 とぎれなく」

「新理事長就任あいさつ」～途切れない被害者支援を～

令和6年5月31日、沖縄被害者支援ゆいセンターの代表理事を拝命いたしました。これまで、高弘子、湖城英知、興儀弘子、仲田輝享、伊波輝美、奥平登美子氏と、歴代の先輩方が担った役目の後任として重責に身の引き締まる思いです。

私は、ゆいセンター発足間もない頃、真栄田篤彦先生、高弘子先生のご指導を受けてこの活動に参加いたしました。犯罪被害者やそのご家族の苦しみにどう寄り添い、支援していくか手探りの中でのスタートでしたが、沖縄県警察や関係各位のご支援、ボランティアの相談員の皆様のご熱意、ご尽力により今日のゆいセンターが育ち、私も持続して参画することができました。

私は、精神科医としてメンタルヘルス全般に関わり、特にアルコールや薬物、ギャンブル依存のリハビリに注力してきました。その過程で多くの当事者が逆境に満ちた生育歴、人間関係に悩み、抑うつ、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に苦しむ状況を支援してきました。こういった臨床経験を被害者支援相談員育成講座や相談員の勉強会でお伝えしてきました。

今回は、理事長としてゆいセンターをどう運営していくかに全力を注ぐ所存です。

幾つかの課題があると考えております。

まず第一に、組織強化です。昨今のコロナ禍を反映してかネットワークが縮小し、徐々に賛助会員が減少傾向にあります。新たな会への依頼、ゆいセンターの活動へのご理解を頂けるようご挨拶、コミュニケーションに努めたいと存じます。

第二に、相談員の皆様との情報共有、尚一層の質の強化を

図りたいと思います。

第三に、ワンストップ支援センターや被害者支援に取り組む関係団体との連携です。沖縄の深刻な状況に対して様々な支援団体が協力して総力を挙げて取り組まなければなりません。残念ですがまだまだ被害者支援の活動は周知されていません。

全国的にも同様な状況に対してネットワーク10年ビジョンが作成されました。

「全国どこにいても、いつでも求める支援が受けられ、被害者の声に応えられる活動」を目指し、そのために

- 施策Ⅰ 「全国のどこにいても求める支援が受けられる活動」全都道府県における早期援助団体の指定
- 施策Ⅱ 「いつでも求められる支援が受けられる活動」24時間365日支援体制の構築
- 施策Ⅲ 「被害者の声に応えられる活動」人材の確保と育成、支援活動基盤の強化等

が提案されております。沖縄被害者支援ゆいセンターもこのビジョンと共に歩んでまいります。皆様のご指導、ご鞭撻、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



(公社)沖縄被害者支援
ゆいセンター
理事長
稲田 隆司



沖縄県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 **沖縄被害者支援ゆいセンター**

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町 116-37 沖縄県南部合同庁舎(5F)
事務局：電話&FAX 098-951-2408 <http://www.mco.ne.jp/yui/>



ひとりで悩まないで・相談して下さい。

お電話……お待ちしています。

なやみゼロ
098-866-7830

相談時間：月曜日～金曜日 午前10時～午後4時(土日・祝祭日・年末年始を除く)

犯罪被害者等電話相談全国共通ナビダイヤル

受付時間：午前7時30分～午後10時(12/29～1/3を除く)

なやみは ここよ
0570-783-554

「誰もが安心して暮らすことができる社会の実現」に向けて

平成16年12月に制定された「犯罪被害者等基本法」の前文に「国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。」と明記されております。

誰もが、ある日突然、予期せぬ犯罪の被害に遭つてしまい、平穏な日常がもろくも崩れ落ちることがあります。

そんな時、犯罪被害者やそのご家族が再び穏やかな日常を送れるよう支援活動を行っているのが行政及び犯罪被害者等早期援助団体等であり、その果たす役割は極めて重要です。とりわけ、早期援助団体として沖縄県公安委員会から指定を受けた「沖縄被害者支援ゆいセンター」の皆様にあつては、犯罪被害者やそのご家族に寄り添い、継続的な支援をしていただいておりますことに感謝申し上げます。「被害者を支えたい」という純粋な気持ちを通して多くのスタッフの方々に電話相談や病院等への付添い、裁判の代理傍聴等多岐にわたる業務を行っていただいております。

犯罪被害者等のためご尽力いただいております職員の皆様、及び同センターの活動趣旨をご理解いただき財政的な支援等をされている会員の皆様には、改めて感謝申し上げます。

令和6年4月に「地方における

途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめが公表されました。

その中では、犯罪被害者等は、被害直後からそれぞれの事情に応じ、医療面、生活面など、さまざまな問題を抱えざるを得ない状況となることから、被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に受け継ぐことができるような体制づくり(多機関ワンストップサービス)が重要であるとされています。多機関ワンストップサービスの実現には、事件・事故の発生直後から関わりを持ち関係機関への情報提供等橋渡しを行う警察をはじめ、生活支援や各種制度・サービスの実施主体となる市町村、柔軟・迅速に中長期にわたる支援を行う早期援助団体並びに専門知識を有する機関との連携が重要となります。そして、中核的役割を担う県が中心となり、犯罪被害者等のニーズを関係機関と共有し協働することで、犯罪被害者等に対する最善の支援を提供することが可能となると考えております。

終わりに、社会全体で犯罪被害者等を支え「誰もが安心して暮らすことができる社会の実現」を目指すためにも、被害者支援活動に対しより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



沖縄県警察本部警務部
広報相談課次席
兼被害者支援室長

又吉 かおり

